

---

---

# 臨床社会学の方法

## (26) 認知的不正義 —加害者更生のために—

中村 正 \*

\*Ritsumeikan University

### 1. 認知的不正義と「認知の歪み」

暴力やハラスメント防止のための研修は各職場でなされているが、ハラスメント問題が起きたあと、加害者に対する研修や更生はなされているのだろうか。さらに問えば、そもそも更生は可能なのか、更生とは何なのか。暴力やハラスメント加害者の更生について考えるべき諸点について概観し、加害者臨床の観点から更生と、それと関わる範囲での被害者救済について臨床心理社会的な観点から考えてみた。

まず、社会の意識や態度の有り様がハラスメントをする側の意識と態度と関連しており、その変容の程度が更生に影響を与えるので、まずはハラスメントについての最近の特筆すべき意識の変化についてまとめておくことにした。これは更生が可能となる条件の前提となる。特に、ハラスメントを禁止する包括的定義が欠

如しているので、ハラスメントの種類だけが増えていくという後手にまわりがちな社会であることが問題となるだろう。パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、マタニティハラスメント等と際限なくたくさんのハラスメントを並べ立てることは包括的に定義する規範がないことの証左である。最後は、「何でもハラスメントにしてしまう」と嘲笑されて終わると事の本質からずれていく。人権の観点からハラスメントとは何かを考える手がかりになる概念の整理をしておきたい。特に、セクシュアルハラスメントとパワーハラスメントに関する動向を記しておく。

次に、ハラスメントについての社会の意識のいくつかの変化を手がかりに、更生の実践に必要な理論的観点について整理しておく。ここでは暴力やハラスメント加害の理解に資する概念である「認知的不正義」という言葉を紹介したい。社

会のなかの暴力やハラスメントを肯定する意識の側をも同時に問題にすべきであり、特に、個人の「認知の歪みの修正を主眼にした認知行動療法が主流となっていることの一面性の批判的検討でもある。

## 2. 更生をすすめるために必要な社会の意識の変化-セクシュアルハラスメントの場合

### 1) 加害者の意図や目的ではなく被害の実情にねざすべきこと（2017年最高裁の判例変更）

「被害者目線への転換」につながるものとして重視している。2017年に強制わいせつ罪にかかる最高裁判所の判決があり、転換点ともいえる。事案の概要はこうだ。強制わいせつ罪の成立要件について、最高裁が性的意図を一律に求める1970年の判例を変更した。被告人が、知人から借金をする条件として、その要求に従い、7歳女兒に対し、自宅で自己の陰茎を口にくわえさせるなど、性的虐待を加えた上で、その状況をスマートフォンで撮影し、知人に送信した事案である。これまで強制わいせつ罪の成立要件として、行為の性質や内容ではなく、犯人の性的意図を要するという説が妥当だった。被害女性の手引で内妻が逃げたと信じた男が、報復のためにその女性を脅して裸にさせ、写真撮影したという事案に対し、男に性的意図が認められず、強制わいせつ罪は成立しないとしたのが以前の判決である。

「強制わいせつ罪の保護法益は、被害の性的自由と解されるどころ、犯人の性的意図の有無によって、被害者の性的自由が侵害されたか否かが左右されるとは考えられない」「犯人の性的意図が強制わいせつ罪の成立要件であると定めた規定はなく、同罪の成立にこのような特別の主観的要件を要求する実質的な根拠は存在しない」「客観的にわいせつな行為がなされ、犯人がそのような行為をしていることを認識していれば、同罪が成立する」とした。

つまりこの事案は、被告は目的が金銭であり性的意図はなかったと主張した。しかし最高裁は加害者の目的ではなく、「被害者がいかなる被害を受けたか」に着目したのである。従来の考え方を変更してこの事案を強制わいせつ罪として認めた。これはハラスメントも同じである。行為者側が「育成目的だった」、「コミュニケーションのつもり」、「同意していたと思った」等、多分に言い分け的であるが、それがどういう意図であったとしても受けたほうが心身の健康を毀損された場合には、ハラスメントが認められるということになる。とりわけセクシュアルハラスメントはそうである。望まないかたちでなされ、性的行為、暴行、脅迫等の結果として被害が発生しているとそれは問題となる。

確かに、ハラスメントだけではなく、多くの暴力行為に際して加害者は独自の意図や目的を語る。虐待ではしつげだっ

たとー様に述べる。DVもコミュニケーションのつもりだったと言う男性は多い。体罰や虐待も、相手に問題行動があったからだと言う。あるいは行為の意図でもいい。好意を寄せていた、本気だった等とも勝手に思いを語る。そして相手を非難するし、誘惑した、そうしたそぶりをみせた、断らなかった等といい、合意の上であることを強調する。さらに、同意していると錯誤したという言い訳もする。

筆者は刑事事件で情状として背景にある事柄を指摘することがある。これらの転換は被害者の主観的な被害感だけに依拠するということを意味しない。被害のエビデンスとその主観的な被害の訴えの合理的な根拠をもとにすることになる。事実の確定は手間取るが、被害が確定されればこうした論理は大切となる。

## 2) 被害者の独自の行動を考慮すべきこと-厚労省「心理的負荷による精神障害の認定基準」(2011年)への変更

心理的負荷による精神障害の労災請求事案について、「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会報告書」をもとにして認定基準が改訂された。「心理的負荷による精神障害の認定基準」(厚労省、2011年)である。対象疾病の発病に至る原因の考え方は、「環境由来の心理的負荷(ストレス)と、個体側の反応性・脆弱性との関係で精神的破綻が生じるかどうかが決まり、心理的負荷が非常に強ければ、個体側の脆弱性が小さくても精神的

破綻が起こるし、逆に脆弱性が大きければ、心理的負荷が小さくても破綻が生ずるとする『ストレス-脆弱性理論』に依拠した考え方」である。「いじめやセクシュアルハラスメントセクシュアルハラスメントのように出来事が繰り返されるものについては、繰り返される出来事を一体のものとして評価し、また、『その継続する状況』は、心理的負荷が強まるものとしている。」とハラスメントについても言及している。

さらに特筆すべきは、「セクシュアルハラスメント事案の留意事項」が記されている点である。「セクシュアルハラスメントが原因で対象疾病を発病したとして労災請求がなされた事案の心理的負荷の評価に際しては、特に次の事項に留意する」という。①セクシュアルハラスメントを受けた者は、勤務を継続したいとか、セクシュアルハラスメントを行った者からのセクシュアルハラスメントの被害をできるだけ軽くしたいとの心理などから、やむを得ず行為者に迎合するようなメール等を送ることや、行為者の誘いを受け入れることがあるが、これらの事実がセクシュアルハラスメントを受けたことを単純に否定する理由にはならないこと。②被害者は、被害を受けてからすぐに相談行動をとらないことがあるが、この事実が心理的負荷が弱いと単純に判断する理由にはならないこと。③被害者は、医療機関でもセクシュアルハラスメントを受けたということをすぐに話せないこと

もあるが、初診時にセクシュアルハラスメントの事実を申し立てていないことが心理的負荷が弱いと単純に判断する理由にはならないこと。④行為者が上司であり被害者が部下である場合、行為者が正規職員であり被害者が非正規労働者である場合等、行為者が雇用関係上被害者に対して優越的な立場にある事実は心理的負荷を強める要素となり得ることとした。

セクシュアルハラスメント事案の認定判断においても業務上であることを否定する要素を探し出すのではなく心理的負荷の程度の的確な判断が重要であることが改めて確認されている。ハラスメントを受けた被害者の行動について一律に判断できず、心理的な脆弱さと決めつけるのでもなく、そうした被害者特性を理解すべきだというのである。これも社会の意識の変化を意味する。

### 3) 被害者非難から脱却すべきこと-「ちかん・あかん」ポスター

被害者に責任を帰するような言説や意識がある。たとえば性犯罪の防止メッセージがある。「暗い夜道に気をつけましょう、携帯をしながらの一人歩きは止めましょう、車道側にショルダーバックをかけるのはやめましょう等と女性に呼びかける。イヤホンで音楽を聞きながら歩かない、深夜のコンビニは目をつけられやすい、帰り道は最新の注意をはらう。周囲から見えにくい場所や通路は通らない、防犯ブザーは常に携帯し、目だつところ

に、後ろを振り返り不審な動きをする者や車に注意、階段やエレベーターの背後は要注意、コンビニでは女性が一人で住んでいることを知らせないように箸は二膳もらうとか飲み物も二本買う」等と教示される。これらは事の半分であり、問題は加害者への批判がないと一面的となる点である。

「ちかん・あかん」という大阪鉄道警察隊のポスターはこの先鞭をつけた。「それは酒のせいではなくあなたのせいです。」と新しい鉄道警察のポスターは語る。被害者への注意喚起だけが先行していたのを加害者への非難に切り替えてきた。痴漢バッジ、防犯グッズはその後も開発され、被害者目線での取り組みがすすむ。声をあげやすくするための意識喚起は大切だが、被害者への注意だけだと被害者非難に陥りやすい。自己責任とまでいわないが、それに近い社会の意識をつくりだすからだ。

### 4) 性的同意について再考すべきこと

2017年に刑法の性犯罪についての規定が改められたが、性犯罪はなくなる。2019年の前半期には三つの暗澹たる性犯罪裁判があった。ひとつは、中学2年の頃から性暴力を続け、19歳の実の娘に性行為を強要していた実父が準強制性交等罪で起訴されたが無罪になった（名古屋地裁岡崎支部）。判決は娘との同意はなかったことを認めたが、被害者の人格を完全に支配し、強い従属関係にあったと

は認めがたい」とし、「抗拒不能の状態になるまで至っていたとまではいえない」というのだ。ふたつは、「女性はテキーラなどを数回一気飲みさせられ、嘔吐（おうと）して眠り込んでおり、抵抗できない状態だった」と認めた上で、「女性が目を開けたり、何度か声を出したりしたことなどから、女性が許容していると被告が誤信してしまうような状況にあった」として無罪にした（福岡地裁久留米支部）。みつは、強姦性交等致傷事件（静岡地裁浜松支部）である。「被告人の暴行脅迫が女性の反抗を著しく困難にする程度であったこと」を認めつつも、「女性が『頭が真っ白になった』などと供述したこと」から、女性が抵抗できなかったのは精神的な理由による」と認定し、「被告からみて明らかにそれと分かる形での抵抗はなかった」として、被告人が、被害者の拒絶を認識していないことを理由に無罪とした。被告人の故意を否定した。

こうした性犯罪の不起訴や無罪の論理はセクシュアルハラスメントの加害者の行為を正当化させ、更生のための対話に悪影響を与える。同意の要件、あるいは故意の有無も加害者に有利なように解釈されていく。

刑法の性犯罪規定改正の背景は、人間の性的尊厳を傷つける犯罪とする見地からのものであった。同意の要件や故意かどうかは不要である。個人の性的尊厳を否定するような行為がなされたのかどうか問題とされるべきだ。セクシュアル

ハラスメントの行為者と性犯罪者は連続的な相にあるので、総称して性的暴力といえる事項での社会の側の認識の揺れは更生の意識に大きな影響を与える。

### 3. 更生をすすめるために必要な社会の意識の変化-パワーハラスメントの場合

#### 1) パワーについて考え直すこと-地位や人間関係における優位性の濫用と責任

パワーハラスメントは学校や職場ではわかりづらい点がある。パワーハラスメントは、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」と定義される。

暴力の予防や加害者対応を考えていく上で重要なことは、こうした形態や類型をもとにして暴力を把握するだけではなく、「関係性の暴力」であることの実感である。筆者は、社会学者であるエヴァン・スタークの言う「強制的なコントロール **coercive control**」というアプローチを参考にしている。

著書の中でこのように説明する。①威嚇（脅す）、②孤立させる、③コントロールするという3つの要素を重視して、この種の対人暴力を把握している。パワーとコントロール型の暴力はDVや虐待だけではなく、誘拐・監禁、ハラスメント、ストーキング、カルト集団のマインドコントロール、いじめの起こる仲間関係に

も見られるという。親密な関係でも「強いる行為」は暴力となるというこの考え方に依拠しながら、英国では、従来、心理的・感情的な暴力として定義してきたものをさらに詳細に記述した法改正がなされた。英国では「重大犯罪法」の2015年改正で、「家庭内虐待」の項に「親密な、あるいは家族関係においてコントロールするあるいは強いる行動」の文言が追記された。

パワーとコントロール行動はある関係性のなかで日常的におこる。「自分のものを買うときにいつも一緒に付いてくる。『僕の好みの女性になってほしい』と言う。自分が自分でなくなっていく感じがする」、「交通の便の良くないところに住んでいるので本当は免許が欲しい。必要なのに、免許を取らせてくれない。『運転が下手だから』って言う。だからいつも彼の車で行動することになる」、「『習い事をしている』と言うと、『それは男性から教わるのか』って聞いてくる」、「『同窓会に行く』と言うと嫌な顔をする」、「DVを受けているのに、なんだか彼という方が安全だと思えるような意識になったことがある。実家に逃げていると追いかけてきたり、メールが頻繁に入ったりするので結局一緒にいることで落ち着く」、「『今日は何をしていたのか』と聞いてくる」。

「『死んでやる』と言われると別れられない。元の関係に戻ることが多い」「授業の前に携帯メールがあった。『俺のとっている講義が休講になったのでこれから会い

たい』と。彼女はこれから講義がある。そうしないと愛情が薄いと非難されると思うと怖い」。

これらはすべてが直ちに暴力やハラスメントだというわけではないが、境界域にあるコミュニケーション的、行動的な特性を有している。総称すれば「関係コントロール型のコミュニケーション」である。パワーハラスメントはこの様相を呈する。「優位性の濫用」ということはこうした日常のなかから生起する。

2) ワークプレイスハラスメント（職場のいじめ、嫌がらせ、人権侵害の連続体）として

被害者の声を聞いていると、距離の近い関係性の中で、愛情、信頼、つながりの名の下にコントロールされている様子がうかがえる。関係性に巣くう不穏なものである。DV、虐待、いじめ、ストーキングと同じようにハラスメントもこのグレーな領域がある。特に「職場のパワーハラスメント」はそうである。英語ではワークプレイスハラスメントであり、職場のいじめ、ハラスメントとされている。しつけと虐待、指導と体罰、子どもの監護と懲罰についてと同じように暴力が誘発される契機が存在している。パワーハラスメントのパワーは、職場では上下関係に、大学では師弟関係のなかに内在する。とはいえパワーは職場や大学では必要であり、その適切な行使が期待される。だからその濫用は問題となる。また、単

なる上下関係だけに宿るのではなく、集団的ないじめや時には下からのパワーの行使もありうる。モビング **mobbing** という。加害者たちは集団となり、対象者が自滅していくように分かりにくい攻撃をくわえていく。対象者の「思い違い」、「妄想」というストーリーを作り、本人が自らを「おかしな人」「メンタル系」に仕立て上げていく。別に「ガスライティング現象」(映画『ガス燈』に由来して相手を精神的に追い込んでいくこと)とも呼ばれている。

2018年3月30日には、職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会が「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会報告書」を取りまとめた(厚労省)。職場のパワーハラスメント発生の要因と対策についてまとめている。職場のパワーハラスメントの発生の要因については、パワーハラスメントの行為者及び被害者となる職場での個人の問題によるものと職場環境の問題によるものがあるとの意見が示されている。

職場の個人の問題としては、パワーハラスメントの行為者については、感情をコントロールする能力やコミュニケーション能力の不足、精神論偏重や完璧主義等の固定的な価値観、世代間ギャップ等の多様性への理解の欠如等があるという。また、パワーハラスメントの受け手となる労働者についても、社会的ルールやマナーを欠いた言動が一部には見られることもあるのではないかと指摘され

ている。

また、職場環境の問題としては、同僚同士のコミュニケーションの希薄化やパワーハラスメントの行為者となるメンバーに大きなプレッシャーやストレスをかける業績偏重の評価制度や長時間労働、不公平感を生み出す雇用形態、不適切な作業環境等が要因であるとの意見が示されている。特に、労働者同士のコミュニケーションについては、例えば、非常に困難な業務を与えたとしても、その際に、当該業務をやり遂げることの意義について十分な説明をすれば、パワーハラスメントであると受け止められずにすむ等、パワーハラスメントの発生に関わる重要な要素であるという。職場のパワーハラスメントを防止するためには、これらの要因を解消することも重要である。

職場のいじめは企業にとっては無視できない問題である。各自の能力を発揮し、安全に働くことができなければ、生産性は上がり、多額の損失をもたらすからだ。「常習的欠勤・病気休暇・病気なのに出勤することによる組織への影響、医療費、薬代、健康に関する経費、保険料の増加、苦情に対する法的助言を得る費用の増加、罰金、補償、失業手当給付金、その他従業員の入替による費用の増加、不正行為、事故、自殺などの増加」等がある。

報告書では、パワーハラスメントの六つの行為類型が整理されている。①暴行・傷害(身体的な攻撃)、②脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言(精神的な攻撃)、

③隔離・仲間外し・無視(人間関係からの切り離し)、④業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害(過大な要求)、⑤業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと(過小な要求)、⑥私的なことに過度に立ち入ること(個の侵害)、である。

職場のハラスメントを受けた人の被害としては、「身体的傷害(睡眠障害など)を負う、心理的障害を負う、トラウマを抱える、集中困難になる(集注力が欠けてしまう)、人格変容が起こる(人が変わったようになる)、社会生活が減少する(人付き合いがなくなる)、キャリアや収入などに問題が出る、夫婦や家族関係に問題が出る」等の徴候を示す。

#### 4. 加害者との更生の対話をすすめるために

##### 1) フレームの混乱を意識すべきこと

いじめであるにも関わらず、いじめている側が、「これは遊びだ」といってフレームや状況を恣意的に定義することは恐ろしいことである。「遊びなのにまじめに反応するな」というメッセージを含み、いじめられている側に反論できないというダブルバインド状況をもたらす。演習で指導をしているある院生が「いじり」の研究をしている。インタビュー調査をして「いじられ体験」を聞き取ろうとしている。いじめといじりは連続的である

が、仲間意識のなかでは潤滑油のように思う人もいて、あるいはいじられ役を演じる場合もあり、いじめとは不連続なように見えることもあり、調査をすればするほど、いじめとはまた異なる恐ろしい面、つまり無自覚で無意識な遊び感覚的な要素があると研究報告をしている。

笑いながら怒るようになってしまったという男性がいた。少年の頃、身体をくすぐられながら暴力を受けていたと振り返っていた。そうすると自然な笑いができなくなったらしい。逃れられない状況に追い込んでおいて暴力を加えながら別の意味づけをするととどうなるのだろうか。ダブルバインド状況が発生し、情動や行動が混乱し、対人関係が壊されていく。

同じようなことは、これは愛情なのか暴力あるいはコントロールなのか、しつけなのか虐待なのか、いじめなのかふざけや冗談としての「いじり」なのか、体罰なのか指導なのか等、相互に関係を希求しあうところにはこうしたフレームの混乱が生じやすい。特に体罰を禁止せず、許容している日本社会では、「愛という名の鞭」という矛盾した言い方が流通しているので、余計にこのフレームの混乱がおこる。争点は、親と教師のパワーの行使である。民法では親の懲戒を認めていること、教師による懲戒があること点である。民法第 822 条は「親権を行う者は、第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することがで

きる」と定めている。820条には「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」とある。

また、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、児童生徒に懲戒を加えることができ、懲戒を通じて児童生徒の自己教育力や規範意識の育成を期待することができる。教員等は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合においても、身体に対する侵害(殴る、蹴る等)、肉体的苦痛を与える懲戒(正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等)である体罰を行ってはならない。体罰による指導により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあるからである」(文科省)。

対教師暴力や親への家庭内暴力問題もあるが、体罰禁止法を制定したスウェーデン社会と比べるとハラスメントや暴力の加害者の更生に向かう対話の困難がこうした暴力許容的な制度のなかに存在していることは看過できないだろう。

筆者が経験した虐待する加害親との対話の例もある。虐待して親子分離された父親が語った。「小学3年の子どもが嘘をつくようになってきた。嘘をつくことは悪いことである。叩いて矯正しようとした。」と。これに対してグループワークの場で他の虐待する父親たちに聞いた。「こうした厳しいルールが家の中にあると子

どもはどんな行動をするでしょうか。」と。同じように暴力でしつけられた父親たちが多いので、一様に同じ答えだった。「僕は嘘をついていないという嘘をついて生きてきた。」と。

ということは、この父親の罰でしつけようとする営みは嘘をつく子どもを育てているということにしかない。嘘をつくというのはよい教育のきっかけとなる。罰ではなく罪の方へといかに子どもを教導していけるのか、暴力を用いるとどんな結果なのか等がこうした加害者更生の対話のめざすところであるが、自らの行動の結果を理解しながらすすむことになる。さらにこうした厳しいルールや罰を中心とした指導は、暴力をふるいつづけなければならなくなる。厳しいルールは違反しやすくなり、違反があればしつけのための暴力を振るうことで対応することになるのだから悪無限に陥る。嘘をつくことを強化し、暴力を振るうことに成るルールは不必要である。

同じ事は体罰で処分された教師との対話からもいえる。部活指導で強くするためにということで体罰を用いた指導をしていたが、そのクラブはそうした雰囲気の中かで部員が辞めていき、部活動自体が成り立たなくなった。そしてなにより体罰のある部活動ではやる気がおち、スポーツで勝てなくなっていった。体罰を受けて選手となったこともあるその教師の教育活動の根本を立て直す対話をするようになった。暴力の再生産でしかない

そのやり方の再考とどうすればいいのかについての問題解決のための対話となったことがある。

ハラスメントや暴力の加害者と対話する際に、個人によって多様な反応の仕方があり、主観に根ざすということに回収されないようにすべきことも留意点である。末尾に記すように、被害者の視点で、ハラスメントの行動（発話行動も含む）上の事実が確認され、それにもとづき生起する合理的だと判断される被害者の主観的な感情や行動上の特性を踏まえることが大切となる。

## 2) 認知的不正義と「認知の歪み」

そこで重要な言葉が「認知的不正義」である。セクシュアルハラスメントであれパワーハラスメントであれ、それを被害として認知できる語彙と意味づけが不可欠である。問題化するための語彙を創造することは社会的な責任である。法律の語彙も同じで、文脈もかえる必要がある。そもそも社会的に共通言語のないところで加害者との更生のための対話はできない。

加害者臨床では「認知の歪み」*cognitive distortion* という言い方で加害者の考え方に潜む問題行動を正当化する意識を取り出すことにしている。臨床的手法としては認知行動療法という。しかし「認知の歪み」は加害者個人のものの見方や考え方だけではなく、ここで断片的に示したハラスメントを支えてしまう社会の意

識（無意識という名のマジョリティのバイアス）に根ざす。そこには法的な実務上の認知や心理臨床の相談の実践知や暗黙知、そして援助職者の日常知や常識もはいるので、専門家も素人も同じような社会意識をもつことがある。ただ加害者の意識と行動には濃縮されて発現する。

そこで、社会がハラスメントを語る語彙と意味の体系がないことを「認知的不正義」として取り出す。「認知的不正義」とは、ハラスメントという言葉がないので現実が構築できない事態を意味する。被害も認知できず、加害を告発もできない状況を意味する。実態はそこに存在するのに認識し、理解し、批判し、告発する回路がない。

これは社会構築主義の概念である。「ワードがワールドをつくる」という言い方だ。ハラスメントと同じように、ドメスティック・バイオレンス、ストーキング、リベンジポルノ、ヘイトクライム・ヘイトスピーチ等は比較的新しいワード群である。学校恐怖症、長期欠席不就学、登校拒否、そして不登校へと目まぐるしく変化した言葉もある。ひきこもり、発達障害も類似の新しい言葉群だ。ジェンダーもいまだに日本語にならないがそれなりに流通してきた。しかし男性性ジェンダーについてはまだ新しい語彙である。DV、虐待、ストーキングは親密な関係性における暴力と特徴づけるとさらに検討が必要になる。こうしたワードはそれを不可視化し、事態を隠蔽してきた語彙と思考

であり、正当化、中和化されてきたことを塗り替えることになる。法的な論理のなかにも性犯罪を支えてしまっている概念が深く存在している。更生の対話をめざす加害者臨床はこうした事との相関となる。

#### 5. ハラスメント加害者対応が必要な理由の再確認

ハラスメントをめぐる情勢は常に流動的で、組織の責任ある人や政治家たちがハラスメントを否認することが多く、その都度、メディアで報道される。性犯罪の無罪が続くこともある。そうするとハラスメント加害者は敏感にこうした動向に反応して自らの正当化の理屈に使う。選択的注視という。

また、明確な否認とは異なり巧妙な言い方で回避する言明もある。たとえば、「被害を受けた当人がハラスメントだというのだからその限りで謝罪します。」という言い方がその典型である。ハラスメントは主観的な感情によるということが当人の加害の責任とは無関係に流通し、悪用されていることも読み取れる。ハラスメント被害は主観的な感情ではなく、その主観的な感情を生み出した原因となる行動的な事実があり、そう感じることに合理性があるのでハラスメントと認定、処分されたということの理解から、まずは更生が始まる。

そのハラスメントに認知的不正義には

危険なものも含まれており、暴力性の高いものが多様に噴出しているのが現代である。特にヘイトクライムはハラスメントと地続きになっている感もあり、社会的な脅威となっている事件が多い。それは多様な形態の暴力が顕在化しているともいえる事態である。

ランダムにあげれば、①在日韓国・朝鮮人、障がい者、セクシャルマイノリティ等へのヘイトクライムやヘイトスピーチ(「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」2016年)、②看護や介護等の対人援助職者への暴力(ケアのハラスメント)、③アウティング(同性愛者から告白されたことを他人に伝えた結果、その当人が自死した事件がある)、④人格に屈辱を与えるモラルハラスメント、⑤スポーツ指導やクラブ活動における体罰、⑥見えにくく分かりにくい暴力(例えばマイクロアグレッション)、⑦子どもの前でのDV(面前DV)、⑧デジタルストーキング(複数のツイッターアカウントを持ち、相手の動向を調べていた事例がある)、⑨リベンジポルノ(2014年に制定された「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」で対策が講じられた)、⑩優生思想にもとづく排除的暴力(津久井やまゆり園での障がい者19人殺傷事件が記憶に新しいが、出生前診断の拡大等の新優生思想も含まれる)、⑩男性による行為である危険なあおり運転等が思いつく。

これらも加害者の「認知の歪み」はも

ちろんあるが、それが社会的に構成されていることが無視できず、こうした言葉をとおして「認知的不正義」が修正されていくことを重視していきたい。当該の個人への罰だけでは解決しない社会臨床的な視界に入るテーマである。

なかむらただし

（社会臨床論、社会病理学、臨床社会学）

2019年8月30日受理